

2018年度日本学生支援機構給付型奨学生の選考基準

2018年5月17日

横浜市立桜丘高等学校

独立行政法人日本学生支援機構募集の給付型奨学生採用候補者については、学生支援機構推薦基準に基づき、学内に設置する給付型奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から提示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1、日本学生支援機構の求める申込資格と推薦基準

①家計基準

- ・家計支持者が住民税非課税 または 社会的養護を必要とする人

②学力・資質基準

次の **ア** または **イ** のいずれかに該当し、進学目的及び意思が明確な給付奨学生として相応しい人を、**高等学校が定める基準（2、桜丘高校奨学生推薦基準）**に基づき学校長が推薦します。ただし「社会的養護を必要とする人」は、次の **ウ** のいずれかに該当するとして、各高等学校の学校長から推薦される人も学力・資質基準を満たすものとします。

社会的養護を必要とする人以外の対象者	社会的養護を必要とする人
ア 、十分に満足できる高い学習成績を収めており、進学後も特に優れた学習成績を収める見込みがあること。 イ 、教科外の活動が特に優れ、かつ、概ね満足できる学習成績を収める見込みがあること。	ウ 、次のいずれかに該当 ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること。

③人物基準

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあり、修学に十分耐え得るものと認められる。

2、桜丘高校奨学生推薦基準

上記の「1、日本学生支援機構の求める申込資格と推薦基準」を概ね満たしたうえで次の優先順位で選考する。当然、当該生徒は学校生活全般において、理由のない遅刻・欠席がなく、授業への取り組みも適切であるという前提である。

また、上記の「1、日本学生支援機構の求める申込資格と推薦基準」にあるように当然、成績面において未修得(評定1)や未履修がない場合に限る。

(優先順位) ①→②→③→④

①児童養護施設に入所している生徒、または里親家庭などで養育されている生徒。

②ひとり親家庭等または保護者が働けないなどの生活環境にあり、経済的に困窮している生徒
具体的には生活保護受給家庭や授業料減免措置を受けている、家計支持者が病気療養中など。

※②の条件に合致する生徒が複数名出て、日本学生支援機構提示の人数を超えた場合は、以下の手順により選考する。

③2年間の評定平均値の上位者から選考する。

④評定平均値が同一の場合、家計収入を勘案し、経済的に厳しい生徒を優先することとする。
合わせて、日常の取り組みなど学校生活全般や出席状況等も参考にして選考する。日常の取り組みの中には、部活動やボランティア活動などの記録も含まれる。